

2011年5月10日

福島第一原発被曝動物対応専門家会議

日米専門家会議に提言を受けて、
日本委員からの意見

東日本大震災の被災者の方々に、心よりお見舞い申し上げます。

われわれ日米福島原発被曝動物専門家会議に参画した日本側委員は、提言の中身のうち速やかに取り組んだ抱きたい点に焦点を当てた要約を作成いたしました。関係各位におかれましては、世界が注目していることに鑑み迅速な対応を要望いたします。

配布資料

1. 専門家会議提言要約および意見

本件に関する問い合わせ先

- ・ふくしまワイルドライフ市民&科学者フォーラム・溝口洋子；0243-48-4223
- ・日本動物高度医療センター：夏堀雅宏；044-850-1280
- ・NRDAアジア：植松一良；080-3574-2510

福島県原子力発電所の事故における動物への対応について
専門家会議提言 要約および意見
2011年5月10日

2011年5月2-3日に日米の専門家会議が開催された結果、専門家会議は、福島第一原子力発電所災害に関連する動物の諸問題について以下のように提言する。

現在特定されている規制区域内の動物（伴侶動物、産業動物および野生動物にあつては福島県内全域）に対し、直ちに必要な処置を講ずるために最大限の努力を払うべきである。

動物の救護に関わるグループ全体で必要な調整と効果的な連携・協力関係を構築した上で、人の安全を最優先として放射線防護についての十分な知識、能力および必要な訓練を受け、線量計を含む必要な装備をした専門チームによる最短期間で最大数の動物を救助するための方策を講ずることが必要不可欠である。

今回の原子炉災害に起因した動物の救護活動はこれから継続する長期的活動の第一歩に過ぎず、今後さらに環境に対する監視と必要な調査プログラムの遂行と継続が勧められる。この情報は、今回の特定災害へ対処するためだけではなく、世界各国で同様な災害に対処するためのプログラムや計画を立案する上でも、計り知れないほど貴重なものとなる。当会議は関係者である日本国政府および各県がこれら提言を即時実行するために直ちに検討されることを心から希望する。

伴侶動物（ペット）

被災者がその伴侶動物に再会できるためのあらゆる努力を払う。このため可能な限り動物保護施設が飼い主の避難所に隣接して設置されるよう、共同避難所の確保に努める。さらに迷子動物や置き去りにされた動物を、もともと生活していた地域に近い保護施設に収容することで、速やかに元の飼い主に返すための支援を行う。一方で、いかなる状況下であっても、伴侶動物を国外へ輸出することを当専門家会議は支持しない。

規制区域からの伴侶動物の移動に関して当専門家会議は4つの重要なポイント、即ち、**救助**（規制区域から動物を首尾よく捕獲し、規制区域外の他の場所へ移動すること）、**除染**（スクリーニングと動物の状態評価、および除染作業）、**輸送**（動物を規制区域から臨時収容施設／除染場所への移動すること）、および**保護施設（シェルター）への収容**（施設の確保と適切な運用等）について、それぞれの工程で担当できるチームを編成し、効率の良い救援体制を整備し、必要に応じモデルとなる海外の救援チームの派遣も視野におき、それを実行する。

家畜

農林水産省による家畜に関するフローチャート（2011年4月22日）を再検討した結果、当専門家会議はこれに賛同する。さらに、規制区域で現在進行中の動物体表面の放射線測定を促進させ、**生存能力のある動物を被災地域から迅速に移動することを確実にする。**

1. 20キロ圏内の家畜を救助し、移動する、または人道的に安楽死させる必要がある。
2. 計画的避難区域の家畜を農林水産省の手順に従って放射線測定し、避難させるべきである。
3. 人が避難する前に家畜の避難を完了させるべきである。
4. 全ての動物個体を放射線測定する必要はない場合がある。管理場所ごとに代表的な1頭を測定すれば十分な場合がある。
5. 安楽死は国際獣疫局の安楽死ガイドラインに従うべきである。
6. 日本政府は規制区域から移動する動物の放射線測定、並びに移動の推進を確実にするための十分な人材を動員するべきである。
7. 移動のプロセスを迅速化するため、個人用保護具および放射線測定器の使用についての訓練を追加の人材に対して行う。
8. 日本政府は迅速な動物の移動のために十分な移動用車両が利用できることを確実にする。
9. 当専門家会議は農林水産省の安全飼料給与手順を支持する。
10. 価値の高い優良品種の長期的なモニタリングを行うことを提言する。

野生動物

野生動物の救護および短期・長期モニタリングについて、福島鳥獣保護センター(FWRC)を中心として、**現在制限されている区域の圏外を含む短期的および長期的で広域なモニタリングのための試料採取を速やかに開始する。**

短期的モニタリングでは、動物の放射線物質による汚染の程度を測定すること。必要な除染は動物種を考慮した適切な方法で行う。さらに洗浄後の適切な期間は放射性物質で汚染されていない食物を給与するし、必要に応じ汚染された動物は汚染されていない動物から隔離することも考慮する。

日本政府がフィールドワーカー並びに放射線専門家による野生生物の**短期的および長期的なモニタリングを支援することが必要である。**

野生動物の健康あるいは生物多様性に及ぼす影響を長期的に監視するための方法を標準化するためのガイドラインを早急に策定することを要望する。

これら短期的および長期的なモニタリング戦略に関し、福島県という一地域、あるいは日本だけの問題ではなく、世界規模の問題であり、その結果の取りまとめと情報の国際的な共有は日本政府の使命である。

絶滅危惧種を含む多様な生態系を構築する陸水圏の様々な動物種に対する**短期・長期的な国際的アプローチが必要である。**

2011年5月10日国際動物福祉基金

東日本大震災の被災者の方々に、心よりお見舞い申し上げます。

福島第一原子力発電所の警戒区域内において、福島県が家畜・家禽の殺処分に着手するなど、放射能汚染による影響が動物で目立ちはじめています。置き去りにしたペットとの共同生活を望む避難住民の声もあります。ただ、家畜やペットに対する放射能汚染の評価基準や除染については科学的知見が十分には集積されておらず、野生動物を含む生態系被害に対するモニタリング方法も確立していません。日本がはじめて直面する大規模な原発事故を前に、場当たりの個々の問題に対応せざるを得ないのが現状です。

こうした状況をかんがみ、日本・アメリカ両国の家畜・伴侶動物・野生動物の臨床獣医師、放射線学、病理学、毒性学を専門とする獣医師、両国公的機関のスタッフら17名が集まり、現場で早急に必要となる放射能汚染の評価・除染方法などについて話し合う「日米福島原発被曝動物対応専門家会議」を開催しました。当日は、長島昭久・山崎誠衆議院議員も激励においていただきました。

5月3日に合意いたしました文章を日米の座長で細部を整理のうえ、日米同時にリリースさせていただきます。

主催：国際動物福祉基金(IFAW)共催：ふくしま野生動物市民フォーラム、日本動物高度医療センター、NRDAアジア

配布資料

- 1 提言
- 2 福島第一原発周辺における動物たちの現状（新庄動物病院発）
- 3 福島第一原発事故による被災動物救援のための民間ボランティア団体ネットワーク資料

本件に関する問い合わせ先

国際動物福祉基金：マイケル・ブース；+1-508-744-2076

ふくしまワイルドライフ市民&科学者フォーラム・溝口洋子；0243-48-4223

日本動物高度医療センター：夏堀雅宏；044-850-1280

NRDAアジア：植松一良；080-3574-2510

福島県原子力発電所の事故における動物への対応について
専門家会議提言
2011年5月5日

福島第一原子力発電所災害に関連する動物の諸問題について日本および米国から専門家（付録A）が集まり、2011年、5月2日および3日に会議が開催された。

今日までに入手できた情報並びにこの動物専門家サミットで行われた討論に基づいて、われわれは、現在特定されている規制区域内の動物に対し、直ちに必要な処置を講ずるために最大限の努力を払うべきであることを提言する。

われわれは人と動物の安全および福祉を確実に遂行するための様々な手順について十分な議論を尽くしてきた。当専門家会議は、人の安全を最優先とすべきであると強く感じている。したがってこれら規制区域内で作業を行う人々が安全および標準手順書を遵守し、さらに放射線防護についての十分な知識、能力を備え、必要な訓練を受け、線量計を装備することを前提としている。さらに最短期間で最大数の動物を救助するためには、救護過程に関わる全てのグループ間で必要な相互の調整や効果的な連携・協力関係を構築することが必要不可欠であると考えます。

当専門家会議は、原発災害に起因した動物の救護活動が長期的活動の第一歩に過ぎないと考えており、この提言では、さらに長期的な環境の監視並びに必要な調査プログラムについても記載している。このような情報は、今回の特定災害へ対処するためだけのものではなく、世界の国々が同様な災害に対処するためのプログラムや計画を立案する上でも、計り知れないほど貴重なものとなるであろう。

われわれは関係者が本文書を検討されるようお願いする。また、日本国政府および各県がこれらの提言を即時実行するために検討されることを心から希望している。

伴侶動物（ペット）についての提言

当専門家会議は人がその伴侶動物（コンパニオン・アニマル／ペット）と一緒に再会できるためのあらゆる努力を払うべきであると強く感じている。緊急避難措置および避難所の設置計画においては伴侶動物の存在を考慮し、可能な限り動物保護施設が飼い主の避難所に隣接して設置されるよう、共同避難所の確保に努めるべきである。当会議は、迷子動物や置き去りにされた動物を、その個体がもともと生活していた地域に近い保護施設に収容することで、速やかに元の飼い主に返すための支援を提言する。一方、いかなる状況下であれ、伴侶動物を国外へ輸出することを当専門家会議は支持しない。

規制区域からの伴侶動物の移動に関して当専門家会議は4つの重要なポイント、即ち、救助、除染、輸送、および保護施設（シェルター）への収容について解説した。

救助

本文書の目的のために、「救助」とは、規制区域から動物を首尾よく捕獲し、規制区域外の他の場所へ移動することと定義する。当会議は全ての動物救助者は被ばくが予想される地域内での作業を行う際には IAEA の勧告を遵守することを想定している。従って、救助者はその規制区域内での作業時間が制限されることがある。そのためには規制区域内に立ち入る前に以下の事項を準備することで、速やかに動物を移動することが可能となる。

- 正確な個体数の把握
- 適切な捕獲および収容ケージ
- 下記の分野における具体的なトレーニング
 - 動物のおかれている状況の把握
 - 動物探査および救助
 - 捕獲および収容
- 動物が規制区域から出て行くように仕向けるため、計画的な餌場の設置

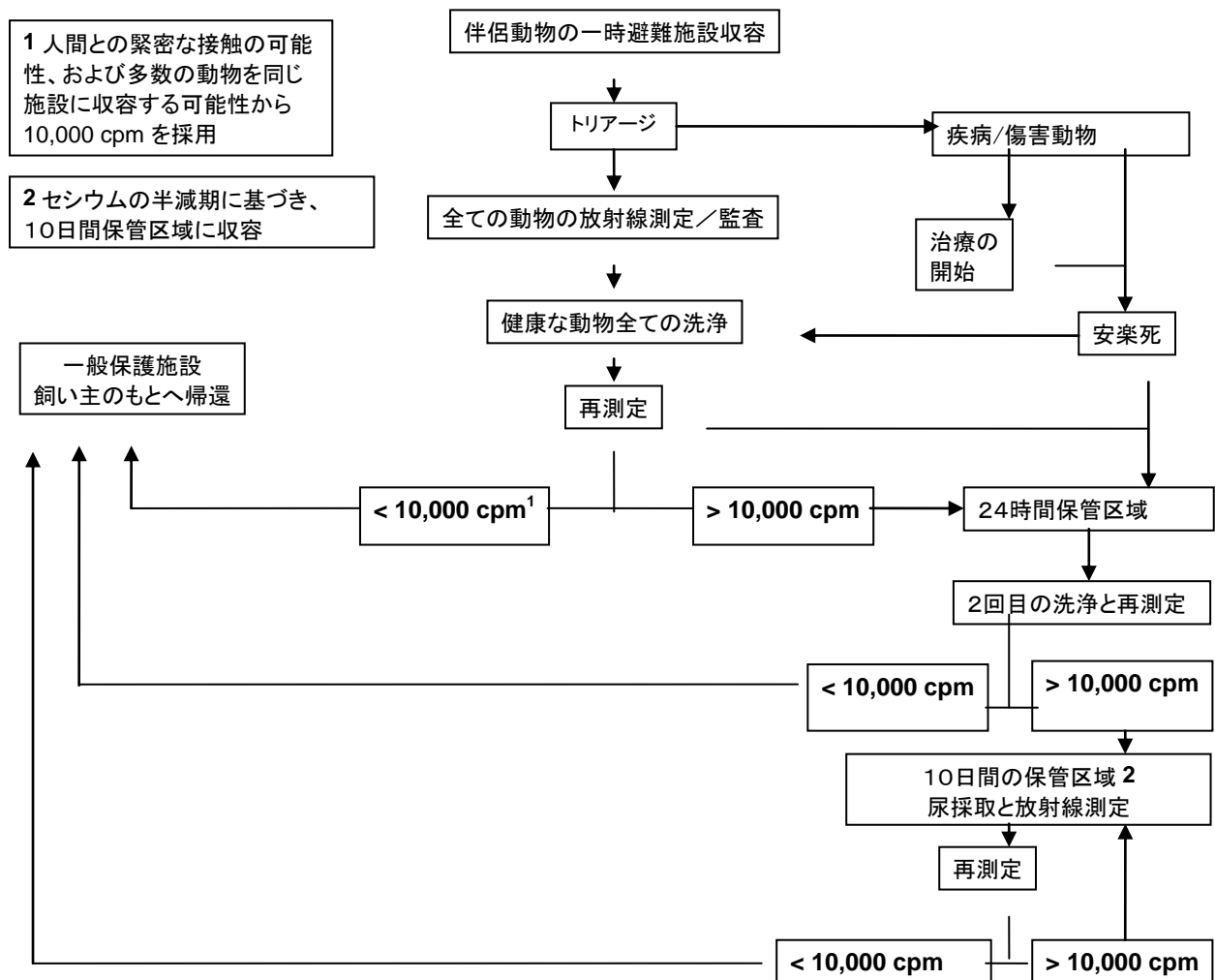
いかなる救助活動であれ、最大の目標はペットを飼い主のもとへ帰還させることである。ペットの帰還を確実にするために、救助班は保護動物の正確な識別並びに追尾を行うための方法を採用するべきである。首輪からマイクロチップに至るまで多数の識別方法が利用可能である。また追跡システムの使用によって、最初の発見から保護に至るまでの救助作業の全ての段階を通して動物の居場所（GPS 座標を含む）を正確に記録できる。

除染

規制区域外に移動した動物は保護施設に収容する前、あるいは飼い主のもとへ帰還させる前に除染の必要が考えられる。スクリーニングと動物の状態評価、および除染の作業は規制区域の外（ウォームゾーン）で行うべきである。この場所の選択基準としては、適切な空間（用地）と水が利用できること、臨時の野外保護施設へアクセスが容易であり、そのための十分な土地を含む空間である。これらを確保するためには注意深い検討が必要である。

当専門家会議は全ての作業班が個人線量計、サーベイメーター、および適切な個人用防護具（PPE）を装備することをとして想定している。

除染作業では洗剤と温水を使い、必要に応じて動物の全体または汚染局所部分を洗浄する。汚染廃水の取り扱いも考慮する。除染される動物が規制区域内で過ごした時間に鑑みて、これらの規制区域外へ移動させた全個体表面の放射線測定、洗浄、および再測定を提言する。この除染作業の概要を下記フローチャートに提示する。



規制区域外に移動した動物用の臨時収容区域が除染のための一時避難施設として必要となるだろう。これには以下の特別な配慮が必要である。

- 十分な敷地と動物の配置（放射線測定値に基づく）
- 専用の散歩および排泄のための場所
- 金属製またはその他の材質による動物用ケージ
- 定期的・計画的な清掃と除菌
- 環境汚染の可能性
- 動物および臨時収容施設作業者の安全と保護

輸送

当初の輸送とは、動物を規制区域から臨時収容施設／除染場所への移動することを意味する。可能であれば、車両の汚染を回避するために事前に動物の放射線測定を行うべきである。

もし汚染動物の輸送が必要な場合には、車両並びに関連設備を適切および効果的に除染できる手順を整備すべきである。輸送用車両の種類は天候条件に適したものを選択すべきであるが、短距離用にはほとんどの場合で、開放型荷台の車両が利用できる¹

保護施設

除染が有効に行われた場合の動物はその後指定された保護区域に輸送される。また、緊急動物保護施設に持ち込まれる動物については、すべて持ち込まれた直後と施設で保護されている期間を通して定期的に放射線測定をするべきであり、また施設から他所へ移動する前にも放射線測定をするべきである。

².

¹ 推奨される動物輸送用の車両の種類については国際動物福祉基金（IFAW）代表者にお尋ねください。

² 緊急動物保護施設についての「ベストプラクティス」についてはIFAWの代表にお尋ねください。

家畜についての提言

農林水産省による家畜に関するフローチャート（2011年4月22日）を再検討した結果、当専門家会議はこれに賛同する。さらに、規制区域で現在進行中の動物体表面の放射線測定を促進させ、生存能力のある動物を被災地域から迅速に移動することを確実にするために、当専門家会議は下記について提言する。

1. 20キロ圏内の家畜を救助し、移動する、または人道的に安楽死させる必要がある。
 - a. 家畜の居場所を明確にする
 - b. IAEA の勧告に基づき作業員の被ばく制限をする
 - c. 20キロ圏外に餌場と捕獲施設を設置する
 - d. 餌場・捕獲施設と検査施設を同じ場所に併設する
 - e. 農林水産省発表の手順に従って動物の放射線測定と除染を行う
2. 計画的避難区域の家畜を農林水産省の手順に従って放射線測定し、避難させるべきである。
3. 人が避難する前に家畜の避難を完了させるべきである。
4. 全ての動物個体を放射線測定する必要はない場合がある。管理場所ごとに代表的な1頭を測定すれば十分な場合がある。
5. 安楽死は国際獣疫局の安楽死ガイドラインに従うべきである。
6. 日本政府は規制区域から移動する動物の放射線測定、並びに移動の推進を確実にするための十分な人材を動員するべきである。
7. 移動のプロセスを迅速化するため、個人用保護具および放射線測定器の使用についての訓練を追加の人材に対して行う。
8. 日本政府は迅速な動物の移動のために十分な移動用車両が利用できることを確実にする。
9. 当専門家会議は農林水産省の安全飼料給与手順を支持する。
10. 価値の高い優良品種の長期的なモニタリングを行うことを提言する。

野生動物に関する提言

当専門家会議は「ワンワールド・ワンヘルス (one world one health)」の原則を支持する。即ち、人間、家畜そして野生動物の健康、および生態系は全て全体として密接不可分であると考え。専門家会議では、野生動物と生物多様性が緊急計画に十分に反映されることを念頭に、以下のような短期的並びに長期的な提言を行う。

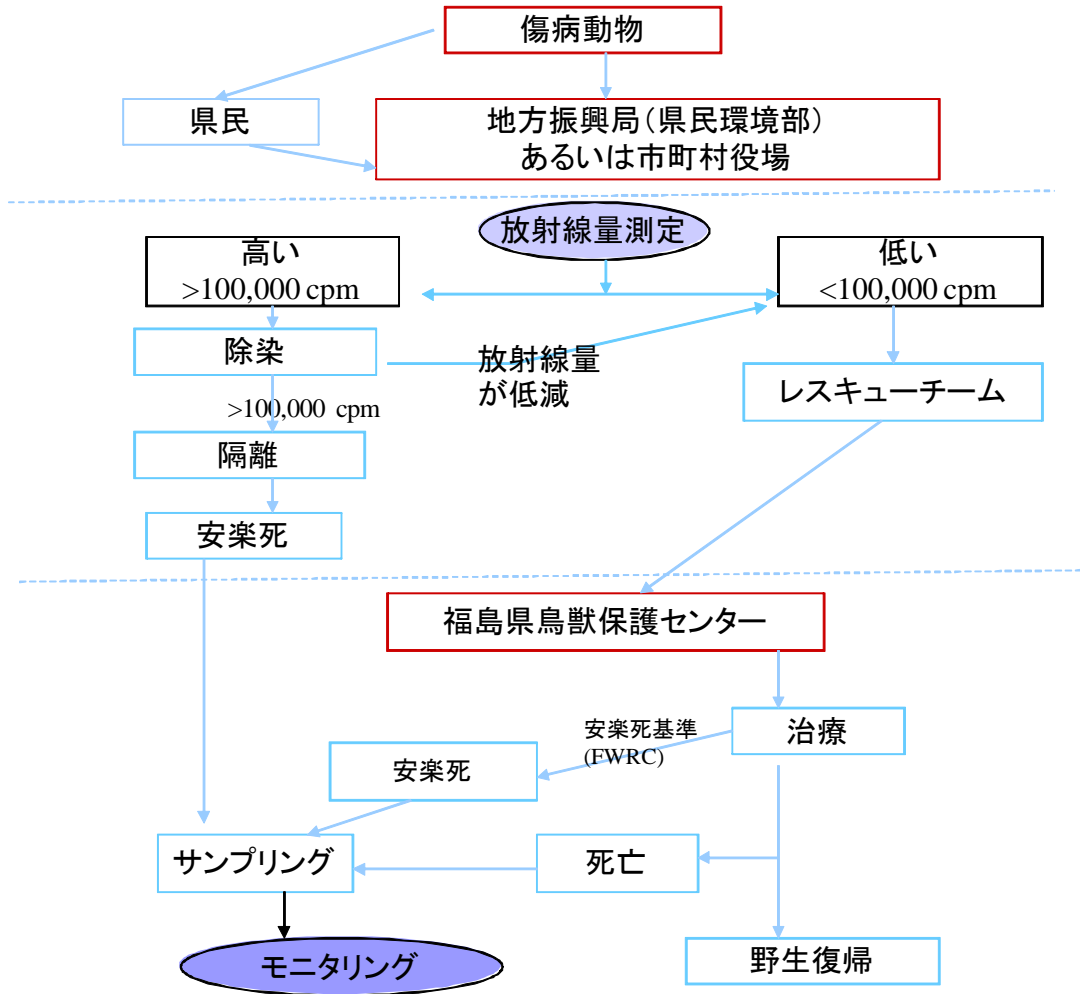
短期的対策についての提言

- 救護とモニタリングのプロセスを直ちに開始する³;
- 福島鳥獣保護センター(FWRC)を十分に活用し、またセンターの活動を強化する
- 野生動物は広域にわたって移動することが多いため、現在制限されている区域の圏外においてもモニタリングが必要である。

当会議では、救護が適用されている野生動物種だけではなく、適宜モニタリングする動物種の範囲を広げるべきであると考え。これには、個体としては救護される可能性の少ない無脊椎動物、魚類、爬虫類、および両生類が含まれる。

必要な行動を下記のフローチャートに図示する。フローチャートにおける放射線量測定では、動物の汚染の程度を測定することによって、人への放射線のリスクについても十分な配慮を行うこととしている。フローチャート内の除染プロセスは動物種を考慮した適切な方法で行うものとする。さらに洗浄に伴って、適切な期間放射性物質で汚染されていない食物を給与すること、汚染された動物を汚染されていない動物（あるいは両者）から隔離することも必要である。

³ 放射線学的（適切な測定器での放射線測定）に加えて生物学的なモニタリング方法は、サンプルの処理能力など実際的な要因に基づいて決定すべきである。



長期的対策についての提言

放射性物質の蓄積の変化をモニタリングするためにも、また季節的に移動する種のサンプルを確保するためにも、できるだけ迅速に野生動物のサンプリングを開始することが喫緊の要件である。そのためには、日本政府がフィールドワーカー並びに放射線専門家による野生生物の短期的および長期的なモニタリングを支援することが必要である。

野生動物の健康あるいは生物多様性に及ぼす影響を長期的に監視するための方法を標準化することを当会議として提言する。それにはチェルノブイリの原発事故災害から学んだ教訓を方法論の策定に活用することも可能である。長期に亘って今回の福島の影響を（最低でも10年間）モニターするためにも、また別の災害が発生する可能性や、万一発生した場合の対応を準備しておくためにも、人材と施設の両面で充実に努める必要がある。

短期的および長期的なモニタリング戦略の検討に関して、当会議による提言を下記に示す。

- この問題は福島県という一地域、あるいは日本だけの問題ではなく、世界規模の問題であり、国際的なアプローチが必要とされる。例えば、下記のような移動性の高いあるいは活動域の広い野生動物への長期的な影響をモニターすることが必要である。
 - ミサゴ
 - ハヤブサ
 - 渡り鳥
 - アホウドリ
 - ミズナギドリ
- 被災地には陸上および海洋の生息地がともに含まれる。
- 立ち入り禁止区域は、時には野生動物にとっては「安全な避難所」となるため、野生動物の個体群の分布が変化する可能性がある。
- 野生動物は様々な区域を自由に動き回り、またその行動様式に応じて動き回る範囲が異なる。たとえば、下記のとおり。
 - 肉食動物は屍骸を食べるために規制区域内に移動する可能性がある。
 - 草食動物は規制区域内に逃避する可能性があるが、餌を採るために農耕地帯に移動して来るとも考えられる。
 - 海洋環境では鳥類が規制区域内で餌を採り、ひなに餌を与えるために沖合いの島まで何マイルも飛んで行く場合がある。
 - 長期に亘って陸上に変化することにより、野生生物の個体群への広範な影響が及ぼされるであろう。
- 野生動物の個体群の変化をモニターするときに考慮する必要があるもうひとつの問題として、津波による生態系への影響がある。これは必ずしも家畜やペットだけに限られた問題ではない。

- 災害の影響に対する感受性は動物種間で異なることが一般に認識されており、異なる生態系と異なる生態系的地位を考慮して「キーストーン種」を選ぶなど、さらに掘り下げた調査研究を行うことが、長期的な変化をモニターするための実際的に必要な方法となるであろう。
- 絶滅危惧種については、特別な配慮が払われるべきであり、それらは疑いなく長期的な観察の対象となるであろう。一方、普通に見られる種、どこにでもいる種を調査対象とすることは、頭数においても、データ収集のための利用可能性においても有効である。
- 海洋環境に生息する動物についても、例えば沿岸に飛来する海鳥(繁殖のために沖合の島に飛来する海鳥など)のサンプルを入手することができる。
- 調査対象としての屍骸は下記の方法で容易に入手できる。
 - 狩猟動物、または外来種や有害捕獲された動物
 - アメリカミンク
 - アライグマ
 - ニホンザル
 - カワウ
 - イノシシ
 - 野生の渡り鳥の様々な種
 - 路上で交通事故で死んだ動物 ー特にタヌキ
 - 救護過程で死亡した野生動物 (屍骸はFWRCにて回収)
- モニタリングおよび情報活用を行うため、専門家会議は下記の専門家による学際的なアプローチを提言する。
 - 放射線学
 - 病理学
 - 野生動物医学
 - 遺伝子学
 - 生態学
 - 保全生物学

短期的には、家畜または伴侶動物問題への対応措置が野生動物に影響を及ぼす可能性があるため、これらの戦略を策定する際に配慮されるべきである。

- 屍骸の廃棄方法の中には野生動物への脅威をもたらすものがある。
 - 規制区域内での飼育動物への餌付け (例えば、所定位置での伴侶動物への給餌、あるいは特定の場所へ動物を引き寄せるための餌付け) は、野生動物をも引き寄せるであろう。

みんなで福島を救おう。ともに福島で行動し、人類の未来のために福島から学ぼう。

付録A 主題分野専門家

日本代表：

共同委員長：植松一良 NRDA アジア、昭島動物病院長、獣医師、獣医学修士
夏堀雅宏 日本動物高度医療センター 院長、放射線科長、放射線取扱主任者、
獣医師、獣医学博士
柳井徳磨 岐阜大学 教授（獣医病理学）、獣医師、獣医学博士
杉浦勝明 東京大学 食の安全研究センター 教授、獣医師、獣医学博士
溝口俊夫 福島県鳥獣保護センター長、獣医師、工学修士
左向敏紀 日本獣医生命科学大学 教授、獣医師、獣医学博士

米国代表：

共同委員長：ディック・グリーン 国際動物福祉基金(IFAW)、災害緊急支援部長、
教育学博士
イアン・ロビンソン 国際動物福祉基金(IFAW)、緊急支援プログラム部長、獣医
師
リサ・マーフィー ペンシルベニア大学毒性学準教授、毒性学認定医、獣医学博
士
ケリー・エヴァンズ 米国陸軍獣医部参謀将校、獣医師、少佐
ゴードン・クリーブランド 米国農務省動植物衛生検査局獣医部 国立動物衛生
危機管理センター放射線学プログラム分析官、獣医
師
ケリー・プレストン 在日米国大使館 米国農務省国際動植物検疫課、獣医師
クニアキ・スズキ 在日米国大使館 米国農務省国際動植物検疫課、獣医師、獣
医学博士



2011 年 4 月 15 日

福島第一原発周辺における動物たちの現状

報告書作成日 2011 年 4 月 17 日

新庄動物病院 院長 今本成樹（獣医師）

連絡先 奈良県葛城市葛木 104-1 新庄動物病院

2011 年 3 月 11 日に三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の大地震、それに伴う津波が発生した。それにより、宮城県、福島県、岩手県、茨城県など東日本の太平洋岸沿いで多くの人命が失われる大災害となった。さらに東京電力福島第 1 原子力発電所が大津波に襲われ、電源機能を全て喪失したことで相次いで爆発事故が起きた。それに伴い放射性物質が漏れ出し、かつて経験のない深刻な事態が現在も続いている。このため、東北や関東ではライフラインが寸断され物流網がマヒ、福島第一原発の周囲 20km 圏内からは、住人が退避した。住人の方々は、様々な避難所へ避難しているため、誰がどこに避難したかを 2011 年 4 月の段階では即座に判断することができない状況となっている。これにより、20 km 圏内に多くの動物（犬や猫だけではなく牛や豚なども）が取り残される事態が発生している。

福島県では、中通りや浜通りを中心に乳用牛、肉用牛、豚、鶏などの家畜が飼育されている。福島県の平成 21 年の農業産出額は 2,450 億円で、このうち、畜産の産出額は 513 億円と農業全体の約 21% を占めており、米、野菜に次ぎ第 3 位の産出額である。平成 22 年度 2 月 1 日現在のデータでは、乳用牛は全国 13 位（1484000 頭）、肉用牛は全国 10 位（2892000 頭）の飼育頭数。豚は全国 18 位（9899000 頭）、ブロイラーは、全国 21 位（106374000 頭）、採卵鶏は、全国 14 位（17820800 頭）が飼育されている。そのうち原発エリアには、約 120 戸の農場が存在、福島第 1 原発の半径 20km 圏内の避難地区では乳用牛 870 頭、肉用牛 2,500 頭、豚 3 万頭、鶏 63 万羽が飼育されている。さらに 30km 圏内全体では、鶏は 190 万羽、肉用牛 1 万 2 千頭（繁殖牛中心）、豚 3 万 9 千頭が飼育されている。そのうち大規模農場が 4 件。その一つは、母豚数にて約 6000 頭程度いるとされ、原発の近くにあるために未だ立ち入りされていない養豚場もある。そのエリア内の農場は緊急退避により、世話などができていない状態である。現段階では、「放置」状態に晒されている。立ち入ることができないため、残された家畜がどの程度死亡しているか国や行政機関でも確認できない状況となっている。

そこで、我々は、20 km圏内の動物に対しての調査を実施した。今回報告するのは、主に馬、乳牛、肉牛、採卵鶏、豚である。犬や猫は、調査の道中で見かけた場合に、撮影して観察している。

20km 圏内に飼養されていた家畜は住民が避難しているため家畜への水・飼料も供給できず、家畜改良センターから公共牧場への移動申し出あったが、現地では人命優先でのため、いまだ実現できていない状況であった。原子力安全保安院から出荷制限がかけられた原乳や野菜については移動させず、その場で処理するよう指導されているため、区域内にある家畜を圏外などに移動させること自体が難しい。農水省は、半径 30km 圏周辺に粗飼料のストックポイントを置いて、屋内退避圏内にある畜産農家が使えるよう何らかの対策を検討している（3 月末の情報）。しかし、20 km圏内においては、一時帰宅した農家が自主的に世話をしている状態である。しかし、避難所から帰宅していない農家では、そのまま放置されているのが現状であった。

農水省の原田英男畜産企画課長が民主党農林水産部門会議で3月25日に行った説明では、「原子力安全委員会からは出荷制限された地域の野菜、生乳はその場で処理するように助言を受けている。20^{km}圏内の被爆量の多いものを持ち出せるかの問題もあり、自衛隊などと相談しながら対応を考えたい」と述べ、自衛隊と連携した対応を検討中とした。その前日には、農水省の篠原孝副大臣が、日本酪政連の馬瀬口弘志、今村攻両副委員長が同日要請した際に説明を受けた際に、半径 20^{km}の避難指示圏内の家畜の対応について「死亡していても埋めることもできず防疫上からも大変な状況。対応を検討している」と述べている。しかし、4月15日の我々が立ち入り調査を実施した段階では、馬の肥育を行う農家で実施された一度だけであった。現在はその農家においても、死体は、以下の写真のようにシートをかけられて置かれていた。



(写真1) シートで覆われた馬の死骸



(写真2) 馬房の地震による被害

この馬の飼育者によると、地震発生後2頭が外に出ていた。津波による死亡は4頭(津波によるけがなどが原因の衰弱死を含む)。それ以降に死亡した馬は8頭、ボランティアにより搬送された馬は11頭、現在世話をしているのは18頭であった。衰弱していた馬は、移動のストレスで死亡することがあるので移動できないと判断されたために、全頭は搬出されなかった。また、肥育馬については痩せ細り「再び出荷できる体格になるまで1年はかかるかもしれない。」とのことであった。



(写真3)

この農家では世話をされているので、この農家の資金面と立ち入りへの問題がなければ、この馬の世話は可能な状態である。この厩舎は、地震での被害がある。写真2の厩舎のすぐ隣の馬房では3頭がいた。それ以外の厩舎では、15頭が世話をされていた。



(写真4)

小規模な厩舎がいくつもあった。隣の家は被害があるため、余震などによる被害が出ると、飼育スペースが足りなくなる可能性が考えられる。

浪江町の吉沢牧場

放牧されているために、死亡はほとんどない。



(写真 5)

放牧されているので、ほとんどが生存。痩せてはいるものの、人を見つけたらこちらに歩いてくる。長時間いると囲まれるので、一般人が長時間立ち入るには危険。後肢もいるが若干痩せてはいるが歩様もしっかりしていた。



(写真 6)

死亡した牛は、一か所に集められているが、埋葬はされていない。牧場内に自信による地割れや陥没が観察された。死後どの程度経過しているかは不明。

ホルスタインの牛舎



(写真 7)

柵の中で、全頭死亡。すべて痩せている。4月10日にフリーカメラマンが撮影した写真では、生存個体がいたはずの場所。



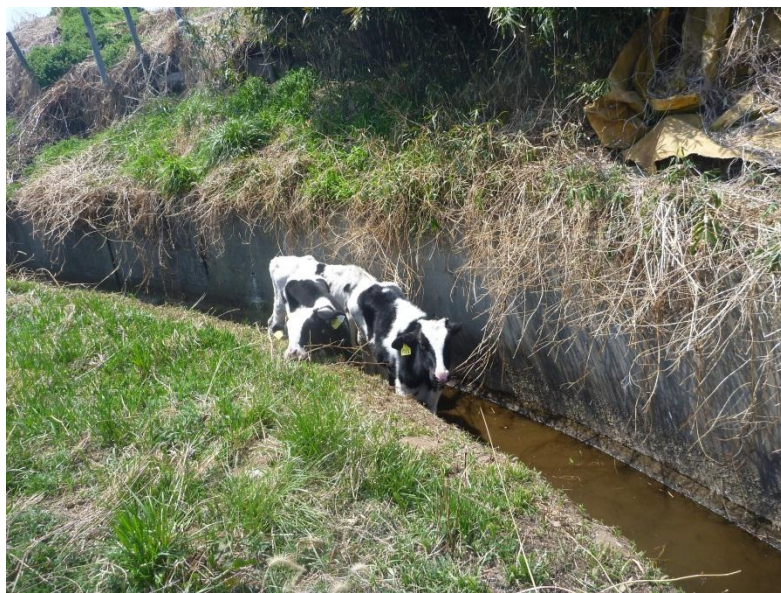
(写真 8)

衰弱して後肢をはまった穴から出せない牛もいた。この場所では、72頭の牛を確認し、生存個体は衰弱例も含めると、27頭であった。



(写真 9)

起立不能の牛（中央）。水を与えると飲める。飼料を与えると食べることができた。



(写真 10)

外にいる牛のうち3頭が水路に落ちていた。4月16日の段階で1頭が起立不能で水の中で瀕死の状態であるとの報告を受けた。水路から首を伸ばして食べることができる草を食べていたが、ほとんど食べつくしている状態であった。



(写真 11)

このブロックでは、生存は1頭のみ（起立不能）であった。死亡は28頭。



(写真 12)

外に出た牛たちは、周囲の草を食べていた。痩せてはいるものの歩様はしっかりとしている。ビニールや紐を口にする牛もいた。



(写真 13)

いくつか柵が解放されている部分があり、エサを与えた形跡がある。他の人が入ってきて世話をしている可能性が高い。



(写真 14)

死亡の牛の中には、腹部内でのガス発酵（死後のもの？）が認められている。死後かなり経過している個体がいると考えられた。

養鶏場の視察報告



(写真 15)

左の上段	生存 9 羽	死亡 41 羽	左の下段	生存 7 羽	死亡 44 羽
右の上段	生存 6 羽	死亡 46 羽	右の下段	生存 3 羽	死亡 48 羽



(写真 16)

外に出られたものは、何ものかに襲われたような可能性が高い。
外で死亡している鶏 6 羽



(写真 17)

死亡している鶏。



(写真 18)

場所によって、生存個体が著しく少ない場所があった。写真 19 のように全滅している場所もある。



(写真 19)

地震で傾いた鶏舎。生存9羽、死亡63羽、外に出ている9羽。



(写真 20)

水を供給するようにはなっているが断水の影響で水は供給されていない状態であった。この鶏舎では、左右の上段下段に飼育されていたが、左上段：生存27羽、死亡20羽、左下段：生存16羽、死亡16羽、右上段：生存27羽、死亡45羽、右下段：生存11羽、死亡63羽であった。衰弱個体が数羽おり、目の前に飼料を置いても食べなかった。



(写真 21)

ここでは、上段：生存 8 羽 死亡 72 羽 下段：生存 6 羽 死亡 68 羽



(写真 22)

鶏舎が倒壊しているのもあったために、調査は一部でしか実施できていない。
倒壊した鶏舎からは、鶏の声は聞こえてこなかった。



(写真 23)

写真右の建物と中央の建物は倒壊している。この建物には様々な物品が下敷きとなっていた。奥の鶏舎までは、危険なため立ち入っていない。



(写真 24)

倒壊寸前の鶏舎。こちらからは、鶏の声は聞き取れていない。

原発から 3 km 付近の養豚場における現状

POB 太平洋牧場



(写真 25)

中央の豚は生きてはいるが自力で水は飲めない。その左の豚も生きてはいるが
かろうじて呼吸をしている状態。



(写真 26)

ほとんどが 20 頭ほど入っているが、ほぼ全滅。約 400 頭がいたと思われるが生
存は 6 頭であった。



(写真 27)

生きている豚の柵内には、共食い（左下）と考えられる死体がある。生存個体がいたのは5つの柵内で、生存個体は6頭であった。



(写真 28)

皮膚をはがされた形跡がある。



(写真 29)

写真 28 のような所見がある柵内に生存個体のすべてがいた。



(写真 30)

写真 25 の生存個体の下にある死体にも写真 28 と同様の所見が認められた。



(写真 31)

ここでも同様の所見がある。



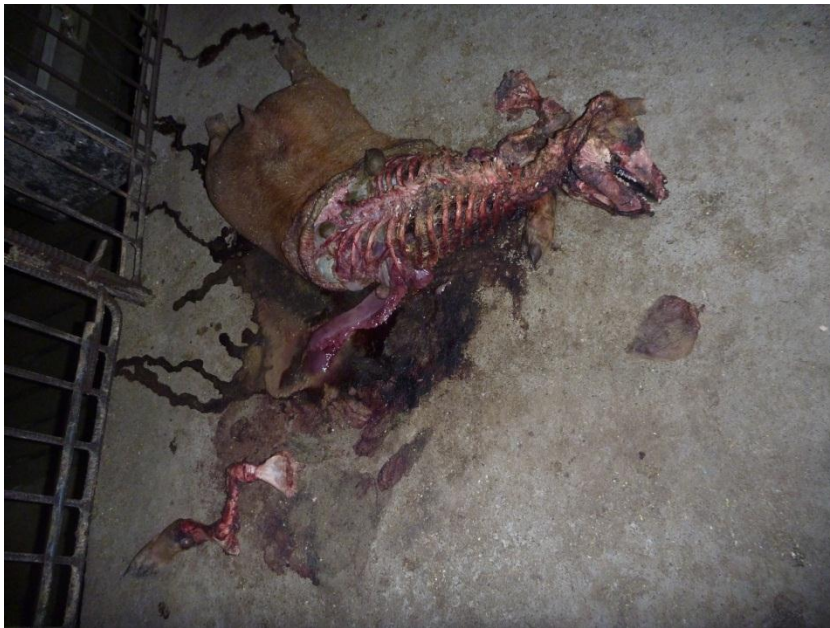
(写真 32)

全滅しているところでは、今まで示したような、皮膚がはがれている所見は確認されない。



(写真 33)

ミイラ化したような死体も確認された。



(写真 34)

柵から外に出た豚の死体。
何ものかに上半身を食べられた跡がある。



(写真 35)

先ほどの上半身を食べられた死体と同じ通路には、損傷の形跡が認められない死体があった。どのようにして柵から出たかはわからない。



(写真 36)

黒色の液体を口から出して死亡している豚もいた。血液のように思われるが、その原因は不明である。



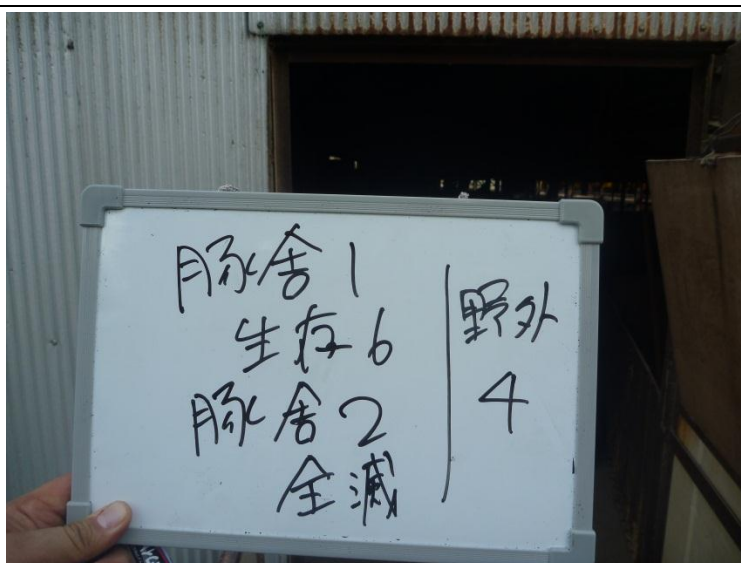
(写真 37)

地震の影響で一部床が壊れていた。正確な死亡数は確認できていないものの 400 頭を超える死体の存在は確認した。



(写真 38)

先ほど調査した隣の豚舎でも、多数の死体があった。生存個体は確認できなかった。



(写真 39)

屋外にいた豚は、脱出経路は不明であった。もう一つの豚舎は、生存が確認できた豚はいなかった。300頭近くが死亡していた。



(写真 40)

屋外の豚 4 頭。人を見ると走って逃げるので、これ以上近づけなかった。栄養状態は良好であると判断できた。



(写真 41)

少し離れたところにあった豚舎。ここでは生存個体が多かった。なぜ生存していたかは不明であるが、この看板の向こうに飼料を入れるステンレスの容器があり、そこに飼料が入っていたことに起因する可能性も考えられた。



(写真 42)

手前が、その資料を入れる容器。さほどまでの豚舎とは、豚の種類も異なる。



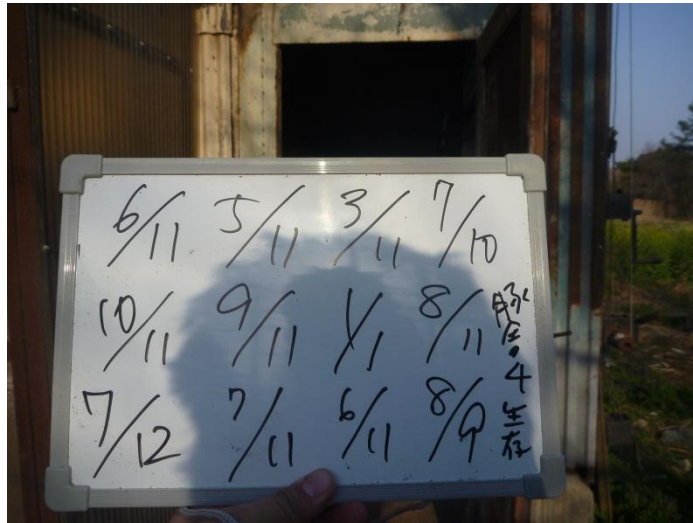
(写真 43)

破損した柵の隙間から豚が出ていくのが確認された。



(写真 44)

生き残っている豚は、元気はある。床が非常にきれいで、糞の形跡がなかった。



(写真 45)

写真 41～44 の生存を調べたホワイトボード。120 頭のうち 77 頭が生存していた。



(写真 46)

隔離豚舎での死亡は 1 であった。生存個体も確認されなかった。隔離理由などを書いた資料は見つからなかった。



(写真 47)

外に出た豚の中で 2 頭が排水溝で死亡が確認。



(写真 48)

外に出ている豚。先ほどの生存率の高かった豚舎と同じ種類。開いていた柵の隙間から脱出したものと考えられた。



(写真 49)

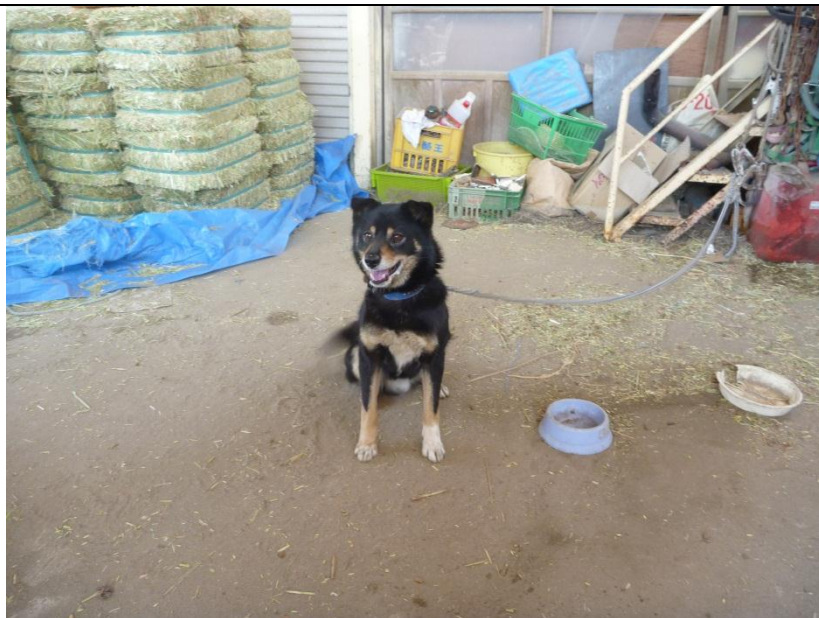
外部から閉められた豚舎でも、200頭以上が死亡し、生存は4頭のみであった。ここでも、生存率の高かった豚舎のような飼料を与えるステンレス製の容器はなかった。



(写真 50)

やはり、生存個体のいるところでは、死体の皮膚が一部はがれていた。

20 km圏内で見られた犬と猫



(写真 51)

写真 1～4 の農家に迷い込んだ犬。この家で飼われていた。



(写真 52)

首輪をつけて放浪する 2 頭。比較的雑種が多い印象。住人の一時帰宅されてボランティアもされている方に話を聞くと、「みんな純血種から連れて行く。」との不満があった。その住人の地区では 60 頭の犬がいる。つながれた犬の中には餓死した犬もいるということだった。



(写真 53)

最初は少しシャイな感じであったが、すぐに手からえさを食べた。



(写真 54)

写真 53 の犬。



(写真 55)

はねられて数日たっている猫。何ものかに少し食われている。道の端によけておいた。



(写真 56)

写真 55 の猫の首輪には、名前と連絡先が書かれていた。死体を避けている最中に白と黒の犬(写真右下)が接近してきた。



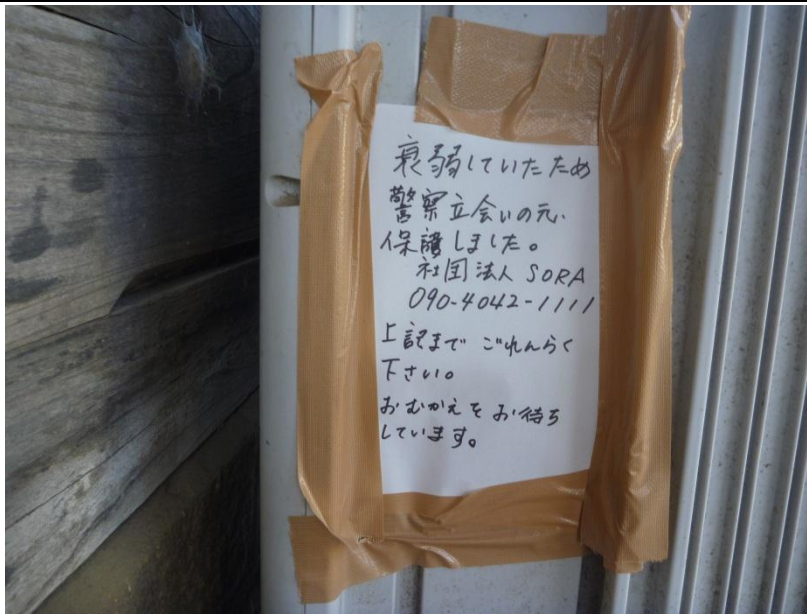
(写真 57)

写真 56 の接近してきた犬。人を見ると寄ってくる。容易に捕獲できるものの、家から離れないために、この家で飼われていた可能性が高い。



(写真 58)

ある農家の軒先に残された犬小屋と鎖。



(写真 59)

写真 58 の犬小屋に張られた紙。「連絡先などが書かれないままなくなった場合には、一時帰宅した時に困ることがある。」と地元の声。



(写真 60)

この日1日で2件の猫の交通事故死の死体を見た。



(写真 61)

家から離れないゴールデンレトリバー。「純血種から連れて行く団体もある。」との声も聞かれた。見かけた犬の大半が雑種であった。



(写真 62)

検問を出てスクリーニング検査へ。身体的な被ばく量は 1.2 マイクロシーベルト程度であったが、軽装の場合には 2.2 マイクロシーベルトまで上がっている人もいた。また、長靴の底には泥や、豚舎の糞などが付着しており 15kcpm という測定値であった。このために、長靴は流水で流し除染した。避難地域へ入る場合には、危険備えて線量計を持参し、放射線への一定の知識のある者の同行が望ましいと考えられた。何度も出入りする場合には、被曝量に気を付ける必要があるだろう。

2011年3月11日、東日本大震災(おんじ), 福島県南相馬市に任職、私も、大地震、又津波と、これに続く東電電力の原子力発電所の事故に見舞われました。私の住む、小高は、全域が、半径20kmに位置しています。(自宅は17kmのところ)

原子力発電による爆発事故で、3/12には、小高には避難指示が出され、(電氣、水道が止まり、)この防災無線も聞こえず、どうして近所の人がいなくなったのか、不思議に思っていました。翌3月13日(日)、小高区役所に行き、避難指示が出ているから、すぐ、原町区の石神(中学校)に避難するように言われました。その時、区役所職員は無表情のソレソレの顔で、仕事をしていました。それは、彼らも、原子力発電所で爆発事故があり、小高も危いとは知っていたからです。すぐ避難と言われても、ネゴと9匹も室内飼っていた私は避難せず、歩いていたら3月19日(土)、自衛隊員と区役所職員が、自宅に来て避難するように促され、9匹のネゴとおいで家と去りました。その時私の判断ミスから、室内飼いのネゴと外に放すという失敗をおかしました。その時私は携帯電話を持っていき、友達に相談してよかったことが恨まれます。

動物の事

避難先へ行って、飼いのネゴも心配で、3月19日から4月21日深夜まで、小高には避難指示が出た1日か2日おきに自宅に戻り、私の家族であるネゴに会いに来ていました。その間逃がした9匹のうち、5匹は1匹かつかえりて、愛護団体にお預りをお願いしました。一匹が病死し、今も保護されていないネゴは2匹です。

4月21日午前、突然に明日4/22午前0時から、原発20km圏は、より厳しい警戒区域になると聞かされました。いまだに警察官にいくら聞いてもわからないし、答えがわからないに悪い知らせは何でも突然におこります。心配のあまり4/21、深夜11:00頃、自宅に行きました。保護することはできませんでした。4月22日から、自宅に行かなくなりました。検問に立っている警官から、入るには市販の許可証が必要というので、許可証を下さいと、市長に直訴もしましたが、もらえませんでした。市役所から、保健所に行くよう言われて、入るような自宅に行こうな話はありませんでした。この間、保健所が、調査目的で、20km圏内に入っていました。これはあくまで調査目的で、道路をはいかいしている犬や猫は保護(すずか)自宅の室内に置きにされている犬、猫には救いはさしべられません。また、~~現場、動物担当者が~~ 20km圏内、調査目的に入る時、動物愛護団体が、~~講に入らず、犬、猫の頭、救出、保護~~ することになったのです。入る日の朝の頃、~~ヤンキー~~ されて、救出はできず、~~何事も突然~~ おこるので、~~政府(お)~~ 県、市町村の3つの行政区、~~突然~~ があり、国に対しては、現場の実情をよく見ていません。

避難先には、20km圏内の自宅にペットを置いてきた、あるいは連れ出せなかった人たちがたくさんいて、心配と心痛で、夜、ねられぬ、食事もとられぬ、と精神的に病んでいる人がたくさんいます。この、動物のことで悩んでいる私たちと目をつけて下さい。4/22の立入禁止()もすましてほしい。どうか、私たち被災者の心配、心痛と取り除いて下さい。

~~私を含め、20km圏内、東電電力の原子力発電所とは全く、何の関係ももっていません。~~

ところが、一度原発事故がおこると、周辺の人々は、~~皆~~ 巻き込まれて、それまでの生活はたち切られ、悲惨な状況に置かれてしまいます。実際、私達、福島県のも今、悲惨な中にいます。

(*) どうか、動物のいのちも尊いと思ったいだいでいる皆様、私達を助けて下さい。決定機関である、国へ働きかけて下さい。動物のいのち、自宅へ行くようにして下さい。そして、動物愛護団体を支援して下さい。

前からの
結果

例えは一つの

⑧ 提案ですか
一つのアイデアですか

まかせる

20km圏内

保護団体が保健所と共に行動して、多くの残された動物を
保護できるようにして下さい。捕獲^{捕ま}一時 ~~飼~~飼^{主を探す} ^{あつは親と}
役割分担、保護された動物を預かり、等や子人たちの
をして、保護 どのほくされた動物も
捕獲する人と預かり人という役割分担

~~行政に頼っていたらダメです。~~

作って ~~を~~ お願いしたいです。
いたたたく

の役割分担
一連の作業を
行政に作っていただけ
等 お願いしたいです

~~具体的案~~ ~~どうして子~~ ~~行政に頼~~

東日本大震災

今ある命のために 頑張る女性たち



連帯を呼び掛ける吉田美恵子さん(左)
—南相馬市役所前で

「ペットを救いたい」

南相馬・吉田さん 連帯し市に働きかけを

東京電力福島第一原発の事故で、立ち入り禁止となった警戒区域に残ってきたペットを保護するため、南相馬市小高区東町2、半蔵塾経営、吉田美恵子さん(81)が30日、同市役所でプラカードを持

ち、同じ地域に住民に連帯を呼び掛けた。賛同者を募り市を動かしたい考えで、「何がなんでもペットの命を救いたい」と話し、5匹は病死し、5匹は仙台市の動物愛護団体に預けたが、自宅が警戒区域に指定されたため、3匹は残されたまま、市に立ち入り許可を要請したが明確な回答はないという。

吉田さんのプラカードをみて相談したという同市小高区戸谷、食品移動販売業、山本敏さん(83)は、震災

直後に飼っていた雌犬が子犬を産んだため約1カ月間、自宅に残って世話をした。同市内の避難所に移ってから

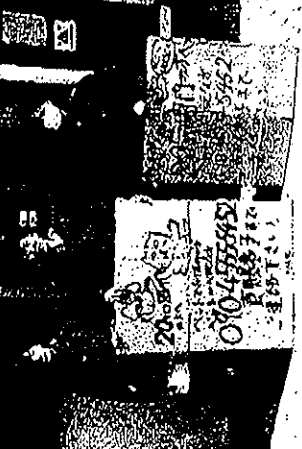
もほぼ毎日、餌を与えに戻っていたが、警戒区域に指定される前日に避難所外した。別れ際に涙をすいと強い

【取材】吉田美恵子さん(電話090・4555・5452)く。

ペット救済要請を

南相馬の吉田さん 市に対応求める

東京電力福島第一原発から半径20キロの警戒区域内に残したままになっている犬やネコなどのペットを救済し



20キロ圏内のペットを救うための要請を始めた吉田さん(中央)ら

員(厚市)のボランテイアとともに同市役所前で活動を始めた。

吉田さんはネコ9匹を飼っており、このうち5匹は警戒区域指定前に圏外に運んだ。残る4匹のうち1匹は死んだが、現在3匹が自宅に残っているという。

吉田さんはペットも家族同然と考え、保護所や市、県に適切な対応を求めている。

吉田さんは同団体のスタッフとともに、手作りのプラカードを手に市役所を訪れる人たちに理解と協力を求めた。

市はペットに対する要請が相次いでいることなどから、県と対応を協議している。

よつと、共通の悩みを抱える人たちのネットワークを構築し、南相馬市小高区の吉田美恵子さんは30日から、動物ボランティア団体「アミールエイド」(埼玉

2011年(平成23年)5月22日(月曜日) 友 民 島 通

福島第一原発事故による被災動物救援のための
民間ボランティア団体ネットワーク構成団体

北日本動物福祉協会:富山市

NPO 法人 ポチたま会:茨城県

一般社団法人 日本動物虐待防止協会:東京都

NPO 法人しっぽのなかま:茨城県

新宿キャットサポート:東京都

鶴巻町猫の会:東京都

キャッツエンゼル:東京都

不幸な動物を救う会:東京都

いるまねこの会:入間市

たま動物・愛の会:東京都

動物たちの幸せを願う会:東京都

キャッツホーム:東京都

猫のキャットクラブ CFA:和光市

アニマルライフサポート:東京都

動物を考えるタマの会:東京都

みなしご救援隊:広島県

わんだふる:札幌市

ワンニャンを愛する会:青森市

西東京 地域猫の会:東京都

NPO 法人葛飾区江戸川区地域ねこの会:東京都

猫の代理人たち、ねこひと会:東京都

まちとネコを考える会:東京都

埼玉 SSB:埼玉県

社会猫保護活動グループ猫の郵便:東京都

アモノ会:和光市

たんぼぼの里:平塚市

どうぶつ福祉の会 アニマルサポートノア:茨城県

社団法人 SORA:福島市

アジアの浅瀬と干潟を守る会:愛知県豊橋市

宮崎市相撲連盟:宮城県

宮城県アマチュアボクシング連盟:宮城県

みのり動物愛の会:茨城県

ふなばし地域ねこ活動:船橋市

みやざき・市民オンブズマン:宮城県

みやざき・動物のいのちを守る会:宮城県

きみとあなたと私達:宮城県

ANIMAL BOND:宮城県

愛護・四季の会:宮城県、

日本捨猫防止会:東京都・横浜市

日本捨猫防止会東久留米:東京都

FCR lovers:市川市

NPO 法人 横浜アニマルファミリー:横浜市

マルコ・ブルーノ動物愛護支援の会:東京都

FES DOGS HOME:茨城県

絆の会:東京都

NPO 法人 動物愛護を考える茨城県民ネットワーク:つくば市

環境行政改革フォーラム:東京都

THE ペット法塾:大阪市

(平成 23 年 5 月 1 日現在、順不同)